日曜日に診察している医療機関を紹介します

休日当番医は、比企地区の初期救急患者の医療確保のため、管内の医療機関が当番制で休日診療を行うものです。４月より、休日当番医制度は、祝日・振替休日・年末年始（12月31日～１月３日）のみとなりました。

日曜日に診察している医療機関は以下のとおりです。なお、医療機関によっては、他にも日曜日に診察している場合があります。

■日曜日に診療している医療機関

医療機関名	診療時間	診療科目	所在地	電話番号
辻保順医院	9:00～12:00	内科・小児科	東松山市新郷29-3	23-9045
横山内科循環器科医院	9:00～12:00	内科、心臓内科、循環器内科	東松山市上野本132-6	24-3225
いちごクリニック	9:00～12:00 15:00～16:30	内科、小児科、胃腸科、アレルギー科	東松山市東平1889-1	36-1115
中澤医院	8:30～12:00	内科、小児科、皮膚科	東松山市本町2-3-11	22-0710
樺澤内科医院	9:00～12:00	内科、循環器内科、呼吸器内科、小児科	東松山市松山町1-1-10	23-5813
柳澤医院	9:00～12:00 第1,3,5週のみ	内科、胃腸科、肝臓内科	小川町大塚21-7	72-0024
高野医院	9:00～12:00	内科	小川町大塚103	72-0045
新井眼科クリニック	9:00～12:00 15:00～18:00	眼科	小川町大塚907-1	74-1711
木下医院	9:00～12:00 15:00～18:00	内科、外科、小児科	小川町大塚660	72-0375
田口医院	8:30～12:00	耳鼻咽喉科	小川町小川88-1	72-1036
たばた小児科	8:45～12:00	小児科、アレルギー科、内科	吉見町久米田616-8	54-8822
こだま医院	9:00～11:30 連休の日曜日は休診	内科	ときがわ町桃木186	65-0147

※一覧表は町ホームページにも掲載しています。
※臨時休診することがあります。

問合せ　健康いきいき課　健康管理担当　☎６２－０７１６

総務課

まちづくりを行う補助団体を募集します

町では、町民・団体・企業等など全ての力を総動員する「地域経営」のまちづくりを行っています。新たに「まちづくり」を行う自主的で主体的に公益的事業を実施する団体に、事業費の補助（最大９万円）を行います。補助要件や提出書類等の詳細は、町ホームページをご覧ください。

募集する事業内容
①防災・防犯・防火・交通安全に関する事業
②子育て支援、青少年育成に関する事業
③高齢者福祉、障害者福祉に関する事業
④環境・衛生に関する事業
⑤農林業の振興に関する事業
⑥文化・歴史の振興に関する事業
⑦国際交流に関する事業

提出期限
４月26日(金)まで

補助額
９万円以内

提出先・問合せ
総務課　財政契約担当
☎62－2151

地域支援課

「嵐山町子育て世帯等転入奨励事業」のご案内

「嵐山町子育て世帯等転入奨励事業」が今年度で終了となります。申請は本年12月末までとなりますので、早めの申請をお願いします。なお、予算の範囲内での交付となります。

①助成対象
平成26年４月１日以降に嵐山町に住宅を建築または取得し、定住の意思をもって町外から転入する方で、次のいずれかに該当する世帯
・子育て世帯　・若者世帯
※転入前に３年以上他の市町村に居住し、市町村民税等の滞納がないことが条件です。

②助成金額
基本額　新築…10万円
中古家屋…５万円
加算額
子ども一人につき　５万円

問合せ　地域支援課　政策創生担当　☎62－2152

まちづくり整備課

「嵐山町子育て高齢者応援リフォーム補助金」のご案内

町では、子育て世帯及び高齢者の方のリフォーム工事に対する補助を行っています。

補助を受けられる対象者、住宅には要件があります。補助は今年度で終了となります。なお、予算の範囲内での交付となります。

対象　子育て世帯・高齢者

補助額　最大25万円

補助対象工事
住宅の新築、増築、改築、物品等のみの購入または設備等の工事は除く。対象工事に該当するか必ずご確認ください。
子育てに必要と想定される工事
子ども部屋の改修／落下防止手すりの設置／段差、床の滑り等の解消／扉、便器の改修　等
高齢者に必要と想定される工事
通路、開口部の拡幅／手すり設置／段差、床の滑り等の解消／扉、便器の改修／スロープ設置／床、壁や窓等の断熱改修　等

問合せ　まちづくり整備課　開発担当　☎62－0721

環境課

「生ごみ処理機器設置補助金」のご案内

町では、生ごみ処理機器を設置する町民の方に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

補助の対象者
・町内に住所があり、居住している方
・設置場所を確保し、良好な状態で維持管理できる方
・堆肥化、減量化された生ごみを適正に処理できる方

対象品目
・発酵式生ごみ処理器（コンポスト等容器）の新規購入（１家庭に２基まで）
・電気式生ごみ処理機の新規購入（１家庭に１基まで）
・発酵式と電気式を新規購入（１家庭にそれぞれ１基まで）

補助額
設置に掛かる金額の２分の１（上限は３０、０００円）
※１００円未満の端数切り捨て

申請方法
領収書を添付して、環境課窓口へ申請書及び請求書を提出してください。様式は町ホームページからダウンロードできます。

問合せ　環境課
☎62－0719

環境課

ペットボトルの収集日が変更となります

４月１日から、ペットボトルの収集日を変更します。

変更前　第２・４火曜日
変更後　第２・４金曜日
なお、４月の回収日は12日(金)及び26日(金)となります。

問合せ　環境課
☎62－0719